ロ　第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置
ハ　第一種鉄道建設等事業の規模
ニ　第一種鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力
ホ　その他の第一種鉄道建設等事業に関する事項
二　地域特性に関する情報
イ　自然的状況
(1)　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(1)において同じ。）
(2)　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(2)において同じ。）
(3)　土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(3)において同じ。）
(4)　地形及び地質の状況
(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
ロ　社会的状況
(1)　人口及び産業の状況
(2)　土地利用の状況
(3)　地下水の利用の状況
(4)　交通の状況
(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
(6)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
(7)　その他の事項

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
一　入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
二　当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種鉄道建設等事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第一種鉄道建設等事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種鉄道建設等事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　大気環境
(1)　大気質
(2)　騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。第二十一条第四項第一号イ(2)において同じ。）
(3)　振動
(4)　悪臭
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
ロ　水環境
(1)　水質（地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)において同じ。）
(2)　水底の底質
(3)　地下水の水質及び水位
(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
ハ　土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）
(1)　地形及び地質
(2)　地盤
(3)　土壌
(4)　その他の環境要素
二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　動物
ロ　植物
ハ　生態系
三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　景観
ロ　人と自然との触れ合いの活動の場
四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
イ　温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。

5　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

6　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。